

山梨県公報

第一千三百三十七号

平成二十三年

五月二十六日

木曜日

目次

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三四三

使用料の収納事務の委託……………三四三

土地改良区役員の就任……………三四三

市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………三四四

教育委員会……………三四四

使用料の収納事務の委託……………三四四

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十三年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人トレジャー・フォレスト
- 2 代表者の氏名 堤明伸
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市愛宕町百四十六
- 4 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全・復元・再生・創造および自然環境緑化に関する理念、理論ならびに手法の確立を目指し、そのための調査、研究、実践、啓発、教育活動を地域市民に対して行い、人間と自然が共存した健全な郷土、社会を構築することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年五月二十日から同年七月十九日まで

● 使用料の徴収事務の委託
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十三年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

甲府市飯田二丁目一番三号 財団法人山梨県国際交流協会

二 委託に係る使用料

山梨県立国際交流センターの使用料

三 委託の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、玉諸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事長	中込 幹治	甲府市国玉町一一六四	平成二十三年四月一日
理事	小松 文治	同 里吉二五一八	同
	内藤 隆明	同 蓬沢一八八	同
	石水 豊	同 蓬沢一七一一	同
	萩原 寛	同 西高橋町三四三	同
	内藤 周夫	同 西高橋町三三二	同

